

企業会計基準委員会 御中

社団法人 日本貿易会
経 理 委 員 会

「四半期財務諸表に関する会計基準(案)」及び「同適用指針(案)」
に係るコメントについて

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

本年7月31日に貴委員会より公表されました公開草案につきまして、当会において検討致しました結果、下記の通り意見を提出させて頂き戴きますので、今後の審議においてご配慮戴きたく、宜しくお願ひ申し上げます。

敬具

記

1. 注記事項(報告セグメントの資産変動)

第 19 項(7)②、第 25 項(5-2)②において、「企業結合や事業分離などによりセグメント情報に係る報告セグメントの資産の金額に著しい変動があった場合には、その概要」について注記することとされているが、四半期会計基準及び四半期連結財規では別途企業結合に関する注記があり、既にその概要や影響を記載することになっている為、更にセグメント別明細まで四半期報告書で求める必要性につき、再検討願いたい。

また、通常の事業活動に伴う資産の増加又は減少は上記変動には含まないとの認識で良いか、確認願いたい。

2. 注記事項(報告セグメントの変更等)

適用指針(案)第 40 項では、「組織変更等、企業の管理手法が変更されたことによる報告セグメントの区分方法の変更があった場合、前年度の対応する期首からの累計期間に係るセグメント情報を変更後の区分方法により作り直した情報を記載する」と定めており、当該情報を開示することが実務上困難な場合には、当期首からの累計期間に係るセグメント情報を前年度の区分方法により作成した情報を記載する方法や、概算額の記載及び記載金額の算定が困難な場合にその旨及びその理由の記載も可能とする措置も講じられている。

しかし乍ら、45 日以内という四半期開示の適時性を考慮すると、原則開示は相当の負担を要する場合が考えられ、結果として、企業側の期中における組織変更の意思決定に影響を及ぼす可能性もある。

従い、原則開示としては現行の適用指針(案)通り、変更の理由及び当該変更が当期の累計期間に係るセグメント情報に与える影響額の記載までに留め、前年度の累計期間セグメント情報の変更後

の区分方法による作成開示は、任意開示とすることについて検討願いたい。

3. 注記事項(重要な減損損失のセグメント別概要)

今回の改正が企業会計基準第 17 号「セグメント情報等の開示に関する会計基準」との平仄を取ることを目的とするものであることは理解できる。

しかし乍ら、減損損失(のれんを含む)については、減損損失に係る注記が四半期報告書の注記項目(四半期損益計算書関係)として求められていないことから、セグメント情報の開示の為に追加的な作業が必要となる。

迅速性、適時性という四半期開示の趣旨及び当該情報の有用性を勘案した場合、追加作業を行ってまで開示を行う意義は見出し難いため、四半期報告書において注記対象外として戴くことを検討願いたい。

以 上